

看護研究倫理審査申請について

広島県看護協会（以下「本会」という。）看護研究倫理審査委員会が行う研究倫理審査の申請をされる方は、以下をご参照のうえ申請書等を作成し提出してください。

1 研究倫理審査の対象

委員会が行う研究倫理審査の対象は、本会会員が所属する施設に研究倫理審査委員会等が設置されていない場合で、本会会員が倫理審査の申請者（研究責任者）であり、*学会等に投稿予定であることとする。

（*学会等：本会支部研究発表会も含む）

2 研究計画の立案ならびに審査申請書等作成に際しての留意事項

委員会は、下記の指針に基づき倫理的配慮が行われているかどうかを審査する。研究計画の立案や審査申請書の作成に際しては、各指針を十分に確認すること。

看護研究に携わる者は研究の実施に先立ち、研究に関する倫理の研修を受けることが望ましい。

- ・文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

（平成 26 年 12 月 22 日官報告示）

- ・日本看護協会：看護研究における倫理指針

日本看護協会会員ダイレクトのガイドラインに掲載。

3 倫理審査に必要な書類

1) 倫理審査の申請者は、次の書類を提出する。

- ① 倫理審査申請書（様式 1）
- ② 研究計画書（様式 2）
- ③ 添付資料

※様式等は、本会ホームページからダウンロードできる。

<http://www.nurse-hiroshima.or.jp/>

2) 書類の作成に際しては、次の事項に留意する。

- ① 倫理審査申請書（様式 1） 各事項の記入漏れが無いこと
- ② 研究計画書（様式 2） 看護研究における研究倫理チェックリストを参照すること
- ③ 研究の説明書・同意書 様式 3・4 を参照すること
- ④ 添付資料（調査用質問紙、インタビューガイド、介入プロトコール、計画に関する引用・参考文献リスト等）を添えて提出する。

4 申請書の提出

申請書は、原本1部・コピー7部を委員会事務局宛てに郵送する

【委員会事務局】

〒730-0803 広島市中区広瀬北町9番2号

公益社団法人広島県看護協会 看護生涯教育・研究センター

看護研究倫理審査委員会事務局

TEL : 082-503-2381 FAX : 082-295-5361

5 審査

1) 審査の回数 年1回以上

2) 申請書の受付期日 詳細は別途通知

3) 審査に際して委員会の要請がある場合は、申請者は委員会に出席し研究計画等について説明する（日程等は別途通知）。

※参照 図「審査の流れ」

6 審査結果の通知

審査後1か月以内に、本会会長が看護研究倫理審査結果通知書（様式7）を申請者に郵送する。

7 審査結果証明書の交付

研究責任者より審査結果証明書交付願（様式9）が申請された場合、本会会長名による審査結果証明書（様式10）を申請者に交付する。

8 その他

1) 本会の「看護研究倫理審査の手引き」に関する概要、倫理審査申請・研究終了報告等に必要な様式は、本会ホームページから確認することができる。

2) 申請者は希望すれば委員会に出席し、研究計画書等の説明や質問の機会を持つことができる。

附則

この手引きは、2014年1月18日から施行する。

附則

この手引きは、2015年1月15日から施行する。

附則

この手引きは、2016年2月1日から施行する。

附則

この手引きは、2018年2月1日から施行する。

附則

この手引きは、2019年2月1日から施行する。

附則

この手引きは、2020年1月18日から施行する。

審査の流れ

